

(証券コード 2207)
2020年6月10日

株主各位

名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
名糖産業株式会社
代表取締役社長 小島寛志

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
（受付開始時間：午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中村区平池町四丁目60番12号グローバルゲート
名古屋コンベンションホール4階 406・407会議室
（昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
※お土産およびお飲み物のご提供は取り止めさせていただきます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meito-sangyo.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meito-sangyo.co.jp>) に掲載させていただきます。

「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

当社第78期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の対応についてご案内させていただきます。

<株主様へお願い>

- ・株主様のご健康と感染拡大防止の観点からご高齢の方や基礎疾患のある方、妊婦の方、また妊娠の可能性のある方は、ご出席について慎重にご検討ください。
- ・発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染が疑われる方はご来場をお控えください。これらに該当する方は感染拡大防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・議決権行使は、可能な限り書面での事前行使をお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・当社役員およびスタッフは、マスクを着用し、会場内にはアルコール消毒液を設置いたします。
- ・受付前に非接触型体温計による検温のご協力をお願いする場合がございます。
- ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を制限して運営を行います。
- ・本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮する予定です。
- ・株主総会ご出席の株主様へのお土産およびお飲み物のご提供は取り止めさせていただきます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更を生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.meito-sangyo.co.jp>) にてお知らせいたします。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中の貿易摩擦や消費増税などの影響により景気が減速していたタイミングで、新型コロナウイルスの感染が拡大して、景況感が急激に悪化しました。さらに、新型コロナウイルスの世界的な感染の広がりにより、需要が急激に落ち込んだうえに、サプライチェーンの寸断で生産活動が停滞して、景気後退の長期化が懸念されるようになりました。

当社グループの中核事業の一つである菓子・食品の市場におきましては、残暑や暖冬などの天候の影響を受けるなか、消費増税に伴う消費者の生活防衛意識の高まりにより、厳しい事業環境が続きました。

こうした情勢のもと、当社グループは、一昨年9月に稼働した愛知県瀬戸市の新チョコレート工場への第2期移転工事が終了して、生産能力の増強と品質管理体制の強化を図るとともに、おいしさや健康を追求した商品の提供、ならびに販売促進キャンペーンなど積極的な営業活動を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比2.9%減の22,995百万円となりました。営業損益につきましては、売上高の減少や新工場の減価償却費の負担増などにより、629百万円の営業損失となりました。前連結会計年度は207百万円の営業利益でありました。また、経常利益は営業利益の減少などにより、前連結会計年度比59.7%減の279百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別利益に計上された固定資産売却益などにより前連結会計年度比8.6%増の608百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

食品事業

当連結会計年度におきましては、主力の菓子部門は新商品を投入して「お買い物応援キャンペーン」などの営業施策を積極的に展開しましたものの、消費増税や天候の影響などにより僅かに減収となりました。チョコレート類は、「アルファベットチョコレート」などのファ

ミリーサイズの商品は売上を伸ばしましたが、受託商品が売上を落として若干の減収となりました。キャンディ類は、自社商品の売上は減少しましたが、受託商品の売上が大きく伸びて増収となりました。

粉末飲料部門は、「QUOカードプレゼントキャンペーン」などの販売促進活動を展開しましたところ、分包アソートタイプの「スティックメイト」シリーズの売上は伸長しましたが、暖冬の影響などによりコア類などが売上を落として減収となりました。

また、主として九州地区で製造・販売している冷菓部門は、自社商品の売上が減少しましたが、受託商品の売上が伸びて増収となりました。

そのほか、連結子会社の株式会社エースペーカーは、市場の縮小傾向による企業間競争の激化や天候の影響などにより、主力のパウムクーヘン類やゼリー類が売上を落として減収となりました。

これらの結果、食品事業の売上高は前連結会計年度比2.6%減の20,515百万円となりました。営業損益につきましては、売上の減少に加え減価償却費や固定資産税の増加などにより、125百万円の営業損失となりました。なお、前連結会計年度は585百万円の営業利益でありました。

化成品事業

酵素部門につきましては、海外を主な市場としており国外企業との競争が激化するなか、チーズ用凝乳酵素「レンネット」が取引先の再編や一部の輸出相手国の政情不安などにより取引が停滞したことや、脂肪分解酵素「リパーゼ」が一部の取引先の再編により一時的に売上を落としたことなどにより、減収となりました。

また、薬品部門につきましては、乳癌転移検出用医療機器で使用される「デキストランマグネタイト」の販売が伸びて増収となりました。

これらの結果、化成品事業の売上高は前連結会計年度比5.5%減の2,169百万円となり、営業利益につきましては前連結会計年度比63.1%減の64百万円となりました。

不動産事業

不動産事業につきましては、売上高は前連結会計年度比5.4%減の311百万円となり、営業利益は前連結会計年度比5.6%減の122百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は2,383百万円で、主なものは瀬戸工場におけるチョコレート製造設備などであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、海外経済の減速が鮮明になるなかで、新型コロナウイルスの世界的な感染の拡大により、経済は大きな打撃を受けました。外出制限などで需要が大きく損なわれ、先行き不透明感やサプライチェーンの混乱により、生産や投資など企業活動にも悪影響が出て、景気後退の長期化が懸念されるようになりました。

このような状況のもと、当社グループは、多様化する消費者ニーズに応えた高品質な商品を提供して市場シェアの拡大を図り、一昨年9月に本稼働した新チョコレート工場の生産性を高めるとともに事業活動の効率化を進めて、収益力を向上させて、持続的な発展と企業価値の増大を目指してまいります。具体的な取り組み課題は以下のとおりであります。

* 食品事業につきましては、少子高齢化に伴い、国内市場が縮小していくなかで、ドラッグストアやディスカウントストアが存在感を増し価格競争が激化しており、販売促進費の増加や小売企業によるプライベートブランドの拡充などにより収益は圧迫されております。また、消費者の低価格志向が進む一方で、高価格帯の健康志向商品や機能性商品が増加するなど、消費の二極化が進んでおります。コスト面においては、人手不足による人件費の上昇や物流費の高騰など、費用は上昇傾向にあり、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループは販売シェア拡大のため、「アルファベットチョコレート」や粉末飲料の「レモンティー」、連結子会社である株式会社エースベーカリーの「厚切りバウムクーヘン」などの中核ブランドの強化を図ってまいります。開発部門におきましては、価格競争に負けない“お値打ち商品”と“高付加価値商品”の上市を目指し、スピーディーな商品開発と的確なマーケティング活動に取り組むとともに、次世代を担う新ブラ

ンド商品の創出に向けた商品開発を進めてまいります。販売部門におきましては、「アルファベットチョコレート」の発売50周年を記念した販売施策の実施や粉末飲料については「レモンティー」のほか、分包アソートタイプの「スティックメイト」シリーズの強化による取扱い店舗拡大への取り組み、また、市場の変化に対応し、伸長しているチャネル部門への取り組みを強化してまいります。製造部門においては、徹底したコスト削減を図るとともに、高品質な商品の提供が求められるなか、カカオ豆から商品までの一貫した生産設備を持つ優位性を活かして、競合他社との差別化を図ってまいります。また、新チョコレート工場の最新鋭の生産設備によるコスト削減と品質の向上を実現してまいります。今後も当社グループは、原材料の厳選とFSSC22000に則った食品安全マネジメントシステムの運用などにより品質管理体制を強化して、お客様に安全で高品質な商品をお届けできますよう注力してまいります。

*国内外に市場をもつ化成品事業につきましては、技術の進歩や情報化社会の高度化により、異業種からの市場参入やM&Aによる市場再編が起きやすい環境になっております。また、各国間同士の複雑な政治問題や国政の変動により、為替変動や貿易規制への影響が読みにくい状況であります。

このような環境のもと、米国の食品用酵素類の安全認定であるGRAS認証や欧州の食品・医薬品原料規制への登録を推進し、様々な市場および応用分野へ展開できるよう、体制を強化してまいります。特に医薬品分野では、デキストランなど糖の誘導体を用いて、手術や治療をサポートする体内の組織接着剤や臓器保護膜の原料開発などを着実に行ってまいります。また、当社が扱う微生物酵素は天然物であり、自然環境に配慮した製品でありますので、環境問題への取り組みが一層求められる昨今、その存在意義は大きくなっております。そのなかの脂肪分解酵素「リパーゼ」は化学物質を使用せずに反応ができ、安全で、かつ、エネルギー消費が抑えられる製品として食品や工業分野での需要が高まっており、本製品の生産性を高め、それらの需要に対応し、加えて、新たな分野での応用開拓にも努めてまいります。併せて、チーズ用凝乳酵素「レンネット」は非遺伝子組み換え食品添加物としての特性を生かし、市場の確保および拡大に努めてまいります。

当社グループは、豊かで健康的な社会を目指すSDGs（持続可能な開発目標）を常に意識して、おいしさ、たのしさ、健康を追求し、お客様にとって安全・安心で、高品質な商品を提供する事業活動を通じて、社会課題の解決に貢献できる企業を目指してまいります。

また、今後とも時代の変化に対応し、お客様に信頼される企業として継続的に発展するよう、全社を挙げて努力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜わりますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 75 期 (2017年 3 月期)	第 76 期 (2018年 3 月期)	第 77 期 (2019年 3 月期)	第78期(当期) (2020年 3 月期)
売 上 高(百万円)	22,137	23,565	23,681	22,995
経 常 利 益(百万円)	1,030	1,422	692	279
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	877	664	560	608
1株当たり当期純利益(円)	51.95	39.32	33.15	36.00
総 資 産(百万円)	60,570	67,577	72,107	66,949
純 資 産(百万円)	41,019	44,016	43,962	41,274

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第77期の期首から適用しており、第76期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の総資産となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社エースベーカリー	40,000 千円	100.00 %	食品の製造販売
名糖乳業株式会社	30,000	100.00	食品の製造販売
プリンスゴルフ株式会社	20,000	100.00	ゴルフ場経営

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
名糖アダムス株式会社	180,000 千円	50.00 %	食品の製造

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは食品、化成品の製造販売および不動産事業を営んでおり、主要な製品等は次のとおりであります。

事業	主要製品等
食品事業	チョコレート、粉末飲料、パウムクーヘン、ゼリー、アイスクリーム、キャンディ、ケーキ、栄養食品
化成品事業	レンネット（チーズ用凝乳酵素）、リパーゼ（脂肪分解酵素）、デキストラン（血漿増量剤、血流改善剤等）、香料（食品添加物）、デキストラン・サルフェート（高脂血症剤等）、デキストランマグネタイト（MRI造影剤、医療機器材料等）、混合飼料、デキストラン鉄（動物薬）
不動産事業	ゴルフ場の経営、不動産賃貸

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
支店	東京支店（東京都府中市）、名古屋支店（名古屋市西区）、大阪支店（大阪市福島区）、福岡支店（福岡県福津市）
工場	瀬戸工場（愛知県瀬戸市）、名古屋工場（名古屋市西区）、枇杷島工場（愛知県清須市）、小牧工場（愛知県小牧市）、八王子工場（東京都八王子市）、福岡工場（福岡県福津市）

② 子会社

株式会社エースベーカーリー（愛知県小牧市）
名糖乳業株式会社（福岡県飯塚市）
プリンスゴルフ株式会社（福岡県宮若市）

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
525名	3名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員193名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,149 百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,466
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	3,000
株 式 会 社 中 京 銀 行	566
株 式 会 社 福 岡 銀 行	340
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	283

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,265,000株 (自己株式370,233株を含む)
- (3) 株主数 13,259名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
興 和 株 式 会 社	1,560	9.23
名 糖 産 業 取 引 先 持 株 会	1,200	7.10
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	785	4.65
高 砂 香 料 工 業 株 式 会 社	753	4.45
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	713	4.22
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	600	3.55
名 糖 運 輸 株 式 会 社	537	3.17
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	478	2.82
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	453	2.68
東 邦 瓦 斯 株 式 会 社	453	2.68

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小島 寛志	代表取締役社長	名糖アダムス株式会社代表取締役副社長 株式会社エースベーカリー代表取締役社長 プリンスゴルフ株式会社代表取締役社長
三矢 益夫	常務取締役 業務部長兼食品開発部長	
山崎 潔	取締役 総務部長兼経理部長	
内山 浩幸	取締役 化成品事業部長兼化成品営業部長	
内木 裕之	取締役 生産本部長兼瀬戸工場長	
瀧川 敦志	取締役（常勤監査等委員）	
稲越 千束	取締役（監査等委員）	公認会計士 セブン工業株式会社社外監査役
宮 博則	取締役（監査等委員）	弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）稲越千束氏および宮 博則氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 日常的な情報収集や重要な会議への出席、会計監査人および内部監査室との十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、瀧川敦志氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）稲越千束氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の異動
- (1) 2019年6月26日開催の第77期定時株主総会において、内山浩幸氏および内木裕之氏は取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 2019年6月26日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、梶原八雄氏および藤田欣弘氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 当事業年度末日後の取締役の地位の異動
- 2020年4月1日付をもって、取締役の地位を次のとおり変更いたしました。
- 三矢益夫 代表取締役・常務取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く。）	7名	66,355千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	19,200千円 （7,200千円）

- (注) 1. 2018年6月26日開催の第76期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額1億3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額2,400万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

取締役（監査等委員） 稲越千束

① 重要な兼職先と当社との関係

セブン工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回および監査等委員会11回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員） 宮 博則

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回および監査等委員会11回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 34,000千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業理念、経営基本姿勢および企業行動憲章を定め、当社企業グループ全体にこれらを遵守する体制を敷く。
 - ② 「名糖産業グループコンプライアンスマニュアル」（以下「コンプライアンスマニュアル」という）を制定し、これに基づきコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス事務局および各部署にコンプライアンス責任者を置く。
 - ③ 「コンプライアンスマニュアル」の実施要領の中で、次のことを定めて運用する。
 - ・ 企業行動憲章を役員および社員に周知徹底するとともに広く社会へ周知する。
 - ・ コンプライアンスの理解のための教育を通じ、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたる。
 - ・ 内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを知った場合は、事務局または社外顧問弁護士宛に通報する。なお、通報内容を秘守するとともに、通報者に対しては何ら不利益を受けることがない体制を整備する。
 - ・ 万一問題が発生した場合は、コンプライアンス責任者が速やかに解決にあたり、内容によりコンプライアンス委員会にて審議し、対応する。
 - ・ 違反した場合には、社内規則または取締役会において処分する。
 - ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整える。
 - ⑤ このほか、日常発生する法律問題全般に関しては、弁護士と顧問契約を結び、助言と指導を適時受けられる体制を設ける。

(2) 損失の危険の管理に関する体制

- ① 食品事業においては、FSSC22000に基づく食品安全マネジメントシステムの導入、ISO9001に基づく品質保証体制と「食品事故危機管理マニュアル」に基づき食品事故防止委員会を設け、化成品事業においては、「医薬品および医薬部外品の製造管理および品質管理規則（GMP）」に基づく品質保証体制のもとに、それぞれ教育訓練・システム検証等を実施し、損失の危険の管理を行う。また、有事には必要に応じ、広報・PL事故等の対応委員会を設置して全社的に対応する。
- ② 大規模自然災害や感染症等の発生により会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、「事業継続計画（BCP）」を定め事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。
- ③ 債権管理については、食品事業は営業本部の管轄の下、「販売管理規程」に基づき、各支店が必要に応じ信用調査を実施し、化成品事業は回収リスクの高い海外との直接取引について、同事業部または経理部ができる限り貿易一般保険や銀行保証などのリスクヘッジを行い、重ねて経理部が計数的管理を行う。
- ④ 平時においては、部門ごとに予見可能なリスクを洗い出し、そのリスク軽減に取り組む。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規則を整備し、各部門の権限と責任を明確にするとともに、収益管理を徹底、追求する体制を整える。
- ② 統制環境としては、代表取締役および担当取締役が出席して各事業の進捗を報告する月次決算報告会を毎月開催しており、このほか経営環境の分析、利益計画の進捗状況の把握および社内組織の整備等を目的とした各種会議を定期的に、また必要に応じ開催し、そのうち、部署長（部長・工場長・支店長等）以上で構成する会議には、代表取締役社長、担当取締役および執行役員が出席する。
- ③ 業務の運営については、目標管理制度を導入しており、各年度の予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行し、監視する。
- ④ 日常の職務遂行については、「稟議規程」に基づき、稟議事項の明確化、徹底化を社内に浸透させ、重要事項については必ず決裁権者の決裁を受ける体制を整え、全社的に日々実践する。

- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 文書等の保存については、法令・社内規則に基づき行う。
 - ② 情報の管理については、情報ネットワークに関する使用規定および運用ルールを定めており、個人情報に関しては、「個人情報保護マニュアル」を制定し、これに基づき、基本方針ならびに運用規則を定めて対応する。
- (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社企業グループ全体のコンプライアンスは、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会が統括・推進しており、グループ各社にコンプライアンス責任者を置く。また、相談・通報体制については、その範囲をグループ全体とする。
 - ② グループ各社の経営については、当社取締役が各社の取締役を一部兼務するが、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、健全性、効率性等の向上を図る。
 - ③ 当社企業グループの財務報告の信頼性を確保することについては、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき社長を委員長とする内部統制委員会を設ける等、有効かつ適切な「内部統制報告書」を提出するための体制を整える。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
 - ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に応じて、総務部および経理部の要員がその任務にあたる。
 - ② 上記の要員が監査等委員会の要請による任務を遂行する場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- (7) 監査等委員会への報告体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の選定する監査等委員の要請があるときは、会社の業務および

財産の状況に関して必要な報告および情報提供を行う。

なお、当社は、監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

- ② 代表取締役は、必要に応じ随時、監査等委員会および会計監査人と情報の交換を行うとともに、経営に影響を及ぼす重要事項について協議する。
- ③ 監査等委員は、取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は、月次決算報告会等に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行を監査するとともに、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行う。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- ④ 当社は、監査等委員がその職務について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度に実施した当社の業務の適正を確保する体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

当社は、当社企業グループ全体のコンプライアンスを統括・推進するコンプライアンス委員会を1回開催しました。当該委員会では、業務遂行上のコンプライアンス状況を審議し、必要な情報を取締役会に報告することとしております。

(2) リスク管理

食品事故防止委員会を1回開催し、重大事故の発生の防止または重大事故が発生した場合の被害を最小限とすることを目的に、危機管理体制強化に取り組みました。

(3) 取締役の職務執行

当社は、取締役会を8回開催し、法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。また、代表取締役および担当取締役が出席する月次決算報告会、生産報告会を毎月開催し、各事業の進捗を分析・評価しました。

(4) 監査等委員の職務執行

監査等委員会を11回開催し、職務執行の状況について報告するとともに、監査等委員相互による意見交換等を行いました。また、監査等委員は取締役会に出席し、常勤監査等委員は、月次決算報告会等にも出席し、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行いました。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の経営基盤強化に向けた内部留保を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本方針とし、さらに会社業績などに応じて増配を実施する方針であります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,449	流動負債	5,504
現金及び預金	3,245	支払手形及び買掛金	2,051
受取手形及び売掛金	4,412	短期借入金	50
有価証券	1,300	1年内返済予定の長期借入金	835
商品及び製品	1,018	未払金	325
仕掛品	487	未払費用	1,929
原材料及び貯蔵品	941	未払法人税等	52
その他	82	返品調整引当金	4
貸倒引当金	△39	その他	254
固定資産	55,499	固定負債	20,170
有形固定資産	23,698	長期借入金	11,995
建物及び構築物	10,131	繰延税金負債	4,763
機械装置及び運搬具	8,881	役員退職慰労引当金	12
工具器具及び備品	184	退職給付に係る負債	2,831
土地	4,354	その他	567
建設仮勘定	146	負債合計	25,674
無形固定資産	98	(純資産の部)	
投資その他の資産	31,701	株主資本	27,522
投資有価証券	31,501	資本金	1,313
長期貸付金	6	資本剰余金	76
繰延税金資産	32	利益剰余金	26,839
その他	190	自己株式	△707
貸倒引当金	△28	その他の包括利益累計額	13,752
		その他有価証券評価差額金	13,638
		退職給付に係る調整累計額	113
資産合計	66,949	純資産合計	41,274
		負債・純資産合計	66,949

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		22,995
売 上 原 価		15,898
売 上 総 利 益		7,096
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,725
営 業 損 失		629
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	674	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	247	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	63	
そ の 他	46	1,032
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47	
固 定 資 産 除 売 却 損	52	
そ の 他	24	124
経 常 利 益		279
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,137	1,137
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	493	
減 損 損 失	93	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	56	
固 定 資 産 除 売 却 損	2	645
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		770
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	108	
法 人 税 等 調 整 額	54	162
当 期 純 利 益		608
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		608

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,313	76	26,569	△706	27,252
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△337		△337
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			608		608
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△0	0	0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	270	△0	269
当 期 末 残 高	1,313	76	26,839	△707	27,522

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	16,683	27	16,710	43,962
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△337
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				608
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△3,044	86	△2,958	△2,958
当 期 変 動 額 合 計	△3,044	86	△2,958	△2,688
当 期 末 残 高	13,638	113	13,752	41,274

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,427	流 動 負 債	4,277
現金及び預金	3,137	支払手形	230
受取手形	99	買掛金	1,134
売掛金	3,497	1年内返済予定の長期借入金	742
有価証券	1,300	未払金	247
商品及び製品	1,000	未払費用	1,683
仕掛品	484	未払法人税等	42
原材料及び貯蔵品	842	返品調整引当金	4
その他	103	その他の	191
貸倒引当金	△39	固 定 負 債	19,873
固 定 資 産	53,602	長期借入金	11,875
有形固定資産	22,720	繰延税金負債	4,713
建物	9,206	退職給付引当金	2,857
構築物	778	その他	426
機械及び装置	8,197	負 債 合 計	24,150
車両運搬具	16	(純 資 産 の 部)	
工具器具及び備品	164	株 主 資 本	26,325
土地	4,276	資本金	1,313
建設仮勘定	80	資本剰余金	76
無形固定資産	64	資本準備金	76
投資その他の資産	30,817	利 益 剰 余 金	25,643
投資有価証券	30,504	利益準備金	328
関係会社株式	166	その他利益剰余金	25,315
長期貸付金	22	配当準備積立金	720
その他	149	固定資産圧縮積立金	840
貸倒引当金	△25	別途積立金	22,200
資 産 合 計	64,029	繰越利益剰余金	1,554
		自 己 株 式	△707
		評価・換算差額等	13,553
		その他有価証券評価差額金	13,553
		純 資 産 合 計	39,879
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	64,029

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		17,431
売 上 原 価		11,875
売 上 総 利 益		5,555
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,313
営 業 損 失		757
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	681	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	247	
そ の 他	43	972
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42	
固 定 資 産 除 売 却 損	50	
そ の 他	23	116
経 常 利 益		98
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,135	1,135
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	493	
減 損 損 失	93	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	56	643
税 引 前 当 期 純 利 益		590
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	83	
法 人 税 等 調 整 額	76	160
当 期 純 利 益		430

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,313	76	328	720	889	22,200	1,413	25,551	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△337	△337	
固定資産圧縮積立金の取崩					△48		48	—	
当 期 純 利 益							430	430	
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分							△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△48	—	141	92	
当 期 末 残 高	1,313	76	328	720	840	22,200	1,554	25,643	

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△706	26,234	16,588	16,588	42,822
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△337			△337
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		430			430
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分	0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△3,034	△3,034	△3,034
当 期 変 動 額 合 計	△0	91	△3,034	△3,034	△2,943
当 期 末 残 高	△707	26,325	13,553	13,553	39,879

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

名糖産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 勝 広 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 宏 季 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名糖産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名糖産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

名糖産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 勝 広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 宏 季 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名糖産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制に係る体制全般について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会その他重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

名糖産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 瀧 川 敦 志 ㊟

監査等委員 稲 越 千 束 ㊟

監査等委員 宮 博 則 ㊟

(注) 監査等委員稲越千束及び宮博則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の経営基盤強化に向けた内部留保を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、さらに会社業績などに応じて増配を実施する方針であります。

期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき20円の普通配当に、2020年2月に創立75周年を迎えたことを記念して2円の記念配当を加え、合計1株につき22円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金22円 総額371,684,874円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、戦略的かつ機動的な意思決定が行えるよう1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みつ やます お 三 矢 益 夫 (1959年9月3日生)	1982年4月 当社入社 2011年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務取締役 2020年4月 当社代表取締役・常務取締役(現任)	12,000株
	(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	やま ざき きよし 山 崎 潔 (1957年9月3日生)	1982年4月 当社入社 2008年6月 当社経理部長 2011年6月 当社執行役員経理部長 2015年6月 当社取締役総務部長兼経理部長(現任)	10,300株
	(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	うち やま ひろ ゆき 内 山 浩 幸 (1964年11月25日生)	1987年4月 当社入社 2017年4月 当社化成成品営業部長 2018年6月 当社執行役員化成成品事業部長兼化成成品営業部長 2019年6月 当社取締役化成成品事業部長兼化成成品営業部長(現任)	1,200株
	(取締役候補者とした理由) 当社の化成成品事業部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	ない き ひろ ゆき 内木 裕之 (1964年5月5日生)	1987年4月 当社入社 2017年6月 当社名古屋工場長 2018年6月 当社執行役員名古屋工場長 2018年8月 当社執行役員名古屋工場長兼瀬戸工場長 2019年6月 当社取締役名古屋工場長兼瀬戸工場長 2019年10月 当社取締役生産本部長兼瀬戸工場長(現任)	1,500株
(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門および生産部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ こいわい さとし 小岩井 聡 (1959年10月19日生)	1984年3月 当社入社 2015年10月 当社大阪支店長 2017年4月 当社東京支店長 2020年4月 当社内部監査室参事(現任)	2,200株
(取締役候補者とした理由) 当社の営業部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	みや ひろ のり 宮 博 則 (1976年3月7日生)	2007年9月 弁護士登録 寺澤総合法律事務所入所 2016年6月 当社監査役 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年8月 宮法律事務所開所(現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	※ みやもとしょうじ 宮本正司 (1956年2月8日生)	1985年10月 監査法人伊東会計事務所入所 1989年3月 公認会計士登録 2005年7月 中央青山監査法人代表社員 2007年8月 あずさ監査法人代表社員 2010年9月 有限責任 あずさ監査法人理事 2014年9月 同監査法人監事 2018年7月 宮本正司公認会計士事務所 開所(現任) 2019年6月 アイカ工業㈱社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) アイカ工業㈱ 社外監査役	0株
(社外取締役候補者とした理由) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 宮博則氏および宮本正司氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は宮博則氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、宮本正司氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、両取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は宮博則氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員である取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、小岩井聡氏および宮本正司氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 宮博則氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
いな こし ち づか 稲越千束 (1949年6月15日生)	1975年3月 監査法人伊東会計事務所入所 1980年9月 公認会計士登録 1998年7月 同監査法人代表社員 2011年7月 公認会計士稲越千束事務所開所(現任) 2012年6月 当社監査役 2014年6月 セブン工業(株)社外監査役(現任) 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) セブン工業(株) 社外監査役	0株
<p>(補欠の社外取締役候補者とした理由)</p> <p>直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 稲越千束氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 稲越千束氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
4. 稲越千束氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

以上

株主総会会場ご案内

昨年とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



会 場 名古屋市中村区平池町四丁目60番地12号グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 4階406・407会議室
交通機関 あおなみ線ささしまライブ駅より会場まで徒歩で約3分

■ 駐車場のご用意はございませんので、
公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。